

令和8年度研修講座等の旅費事務取扱いについて（県立学校用）

（県）教育センター学びの丘

1 概要

教育センター学びの丘が実施する研修講座の受講及び研修講座等に講師や委員として出席する場合、旅費事務取扱いは次のとおりとする。

2 事業別（支出科目別）の取扱いについて

(1) 初任者研修（2年次・3年次研修を含む。）

事業名等	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修（2年次・3年次研修を含む。） ※教職基礎研修⑦を除く。 ・初任者研修連絡協議会 ・拠点校指導教員 	「令和8年度初任者研修（2年次・3年次研修を含む。）旅費事務取扱いについて（県立学校用）」のとおり（別途配付）

(2) 教育センター学びの丘事業旅費として取り扱う事業等

初任者研修関係以外の事業名等	支出科目及び取扱い等
<ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修教職基礎研修⑦ ・6年次研修 ・中堅教諭等資質向上研修 ・養護教諭研修 ・栄養教職員研修 ・学校事務職員研修 ・専門〈特定研修〉 ・専門〈選択研修〉 ※初任者研修（2年次・3年次研修を含む。）として選択した研修講座を除く。 	<p>【支出科目】</p> <p>高等学校 高等学校総務費 教職員（01 10 04 01 02）</p> <p>特別支援学校 特別支援学校費 教職員（01 10 05 01 02）</p> <p>中学校 教職員費 教職員（01 10 03 01 01）</p> <p>学びの丘が調査を実施し、その結果により教職員課から配当する。</p>
学びの丘の研修講座の講師	旅行命令簿及び旅費計算書の作成について
学びの丘の事業の委員	(1) 旅費システムで作成すること。 (2) 旅行命令簿の作成時に、次のとおり入力すること。
教員の長期社会体験研修に係る事前説明会及び研修期間中における実施校校長の派遣先訪問 ※訪問に係る旅費は2回分まで	<p>【支出科目、別途支出、別途支給】欄</p> <p>「予算所管課」教育センター学びの丘</p> <p>「予算」現年</p> <p>「科目」教育センター費 県立学校教育（01 10 01 06 01）</p>
こどもを主語にした授業づくり研究開発事業	(3) 旅費システムにて支払手続きを行うため、旅費計算書の提出は不要。
ミドルリーダー育成研修（地方別研修及び講師等を含む。）	<p>【支出科目】</p> <p>教育連絡調整費 教職員（01 10 01 04 08）</p> <p>※取扱いは上記と同様。</p>
マネジメント力向上研修（講師等を含む。）	

※その他不明な点がある場合は連絡願います。（旅費事務担当：総務課）

〒646-0011 田辺市新庄町 3353-9 電話 (0739)26-3511 FAX (0739)26-8120